〇 宅地建物取引業法施行規則(昭和三十二年建設省令第十二号)(抄)(第四条関係)(別紙1)

(傍線部分は改正部分)

ン	
法により行うものとする。 一次は当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方のでは当該都道府県の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方に係るものにあっては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあ第二十九条 法第七十条第一項の規定による公告は、国土交通大臣の処分(監督処分の公告)	改正案
つては当該都道府県の公報によるものとする。に係るものにあつては官報により、都道府県知事の処分に係るものにあ第二十九条 法第七十条第一項の規定による公告は、国土交通大臣の処分(監督処分の公告)	現